

## 世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会規約

### (趣旨)

第1条 世界農業遺産及び日本農業遺産（以下「世界農業遺産等」という。）に認定された武蔵野の落ち葉堆肥農法の継続を推進し、多様な生態系の維持及び地域産業や観光等の振興を図るため、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の趣旨を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 世界農業遺産等の申請等に関すること。
- (2) 世界農業遺産等の保全計画の策定および推進に関すること。
- (3) 世界農業遺産等の周知・啓発及び情報発信に関すること。
- (4) 国際連合食糧農業機関等への活動報告に関すること。
- (5) その他世界農業遺産等の推進に必要な事務及び活動に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、正会員、賛助会員、アドバイザー及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 正会員は、別表1に掲げる者とする。ただし、正会員のうち、別表1に掲げる機関等の長については、当該機関等から推薦された者とすることができる。
- 3 正会員の協議会への入会及び退会は、当該市町の申出に基づき、総会の承認をもって決定する。
- 4 賛助会員は、協議会の趣旨に賛同する団体等とする。
- 5 賛助会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 6 アドバイザーは、別表2に掲げる有識者及び埼玉県農林部農業ビジネス支援課とする。
- 7 オブザーバーは、農林水産省関東農政局農村振興部農村環境課とする。

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- 2 役員の選任は、正会員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計事務を監査する。
- 6 役員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。なお、役員が、任期途中で第3条第2項に規定する正会員としての要件を満たさなくなったときは、その後任の者が職務を引き継ぎ、その任期は、当該役員の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、総会および幹事会とする。

- 2 会議には、必要に応じ、賛助会員、アドバイザー又はオブザーバーの出席を求めることができる。
- 3 会議は、会員の過半数以上の出席により成立する。
- 4 会議の採決は、出席した会員の過半数以上の賛成をもって決し、可否同数のときは、会議の長の決

するところによる。

5 会議には、代理人を出席させることができる。

(総会)

第6条 総会は、別表1に掲げる者を持って組織し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 役員の選出に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (4) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (5) 負担金に関すること。
- (6) その他会長が必要と認める事項に関すること。

2 総会は、毎年1回以上開催する。

3 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は会長が指名する者が議長となる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、別表3に掲げる者を持って組織し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議する案件に関すること。
- (2) 事業計画に基づく個別の活動に関すること。
- (3) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

2 幹事会には幹事長をおき、会長の所属する団体の担当課長等を持って充てる。

3 幹事会は、必要に応じて、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。ただし、幹事長が欠席の場合は幹事長が指名する者が議長となる。

(報酬)

第8条 協議会が行う会議において、正・賛助会員の活動は無報酬とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、三芳町役場観光産業課に置く。

(経費)

第10条 協議会の経費は、別表1に掲げる団体等からの負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年6月27日から施行する。

2 協議会の設置後最初に選任される役員の任期は、第4条第6項前段の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年8月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の第9条の規定は、平成29年度からの負担金について適用し、平成28年度までの負担金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年10月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月25日から施行する。

別表1 世界農業遺産武藏野の落ち葉堆肥農法推進協議会 正会員

団体名	代表者
川越市	市長
所沢市	市長
ふじみ野市	市長
三芳町	町長
いるま野農業協同組合	代表理事組合長
埼玉県川越農林振興センター	所長

別表2 世界農業遺産武藏野の落ち葉堆肥農法推進協議会 アドバイザー

団体名	氏名
獨協大学名誉教授	犬井 正
日本土壤協会会長	松本 聰
筑波大学教授	田村憲司

別表3

団体名	職
川越市	農政課長
所沢市	農業振興課長
ふじみ野市	産業振興課長
三芳町	観光産業課長
いるま野農業協同組合	企画課長
埼玉県川越農林振興センター	副所長